

アイエム ニュース!!

冬季号

第23号

2012.2.10
発行

【記事の内容】

■訪問インタビュー第5回

医療法人社団 生生会 円山病院(えんやまグループ)
理事長 円山 寛人 先生

- 医療法人 平成24年度税制改正の影響
- 税 務 病院の管理会計(8)
- 経営改善・経営相談 介護経営
- 労務管理 労働基準関係法の要点! ~トラブル防止のために~
- 保険・資産運用 生命保険による相続財産“評価減”対策 ~その①~
- 接 遇 接遇トレーニングセミナー
- 損 保 安心して医療に取り組んでいただくために
- 『保険管理表』作成サービスのご案内
- 「よろず相談窓口」ご案内
- ドクターのための「無料個別相談会」のご案内
~経営・税務・人事・労務・保険・資産運用の無料個別相談サービス~
- 医業経営強化策 概略
- すぐに役立つ“医業経営強化”のご案内

医業経営のご相談は、
(有)アイエムが承ります!!
コンサルティングチームがサポート致します

■シンボルマークの意味 「すべての地域住民が安心できる医療サービスを受けられるように」と願いを込めて製作しました。



〇は、地域社会を表現しており、両手で包みこむように抱きしめ、地球に住む全ての人々が安心して医療を受けられる体制を表しています。また、大切な人の命を支える医療機関のために、私たち“アイエム・コンサルティングチーム”のメンバーが、良質な情報提供やサービスを通してトータル的にサポートする姿でもあります。青は、青い地球や生きる上で必要な水の色。緑は、安心で良質なサービスを表現。黄は、未来の医療のさらなる発展を願い、貢献している!という思いを込めています。

～訪問インタビュー 第5回～

医療法人社団 せいせいかい 生生会 円山病院 (えんやまグループ)



円山病院 外観



えんやま ひろと
理事長 円山 寛人 先生

【法人概況】

所在地：石川県七尾市府中町68番地3
診療科目：循環器内科、消化器内科、内科、リハビリテーション科
病床数：48床

【えんやまグループ沿革】

<医療法人社団生生会>
昭和28年 円山医院創立
昭和37年 円山病院増築開設
平成4年 (医)生生会円山病院認可
平成10年 (医)生生会えんやま健康クリニック開設
デイケアセンター「すこやか」併設
平成12年 在宅支援サービスステーション「えんやま」開設
平成22年 入院入所施設を介護老人保健施設「えんやま」へ転換し、増築開設。

<社会福祉法人緑会>
平成14年 介護老人福祉施設千寿苑開設
デイサービスセンター「せんじゅ」併設
平成19年 グループホーム「やくしの里」開設。

—貴グループの特徴を教えてください。—

円山：当グループは、医療法人社団生生会（以下：生生会）と社会福祉法人緑会（以下：緑会）から成り立っています。生生会は母体となる円山病院及び、内科・整形外科・リハビリテーション科を有しリハビリ機能を中心とするえんやま健康クリニック、クリニック併設のデイケアセンター「すこやか」、居宅介護支援・訪問介護を行う在宅支援サービスステーション「えんやま」、そしてクリニックの入院入所施設を転換し増築した29床の介護老人保健施設「えんやま」を運営しています。また、緑会では介護老人福祉施設「千寿苑」、千寿苑に併設するデイサービスセンター「せんじゅ」、そしてグループホーム「やくしの里」を運営しています。

創立の頃は、今日のような介護入所環境が整っておらず、患者さんの約8割が在宅で死を迎える状況にあったため、住民の方々の生活に寄り添った医療を提供したいという想いから、現会長である円山義一による円山医院創設当時より今日に至るまで、ずっと往診や看取りなど在宅医療に関わってきました。

また、10数年前でも在宅の介護力が乏しかったため、地域特性や患者さんの求めに対応しようと考えた結果、デイケアセンター、在宅支援サービスステーション、介護老人福祉施設等の開設が必要でした。

当グループがある七尾・鹿島エリアには7つの病院が存在しています。その中で当病院のポジショニングは急性期治療を終えたあとと続けて入院治療が必要となる方々や、一部の急性期患者さんなどを対象とした、唯一の私的一般病院です。

平成4年に医療法人へ移行し、その頃より私は病院経営にも参画しました。

えんやまグループでは「仁愛」「信頼」「貢献」の3本柱を理念として掲げ、事業運営の軸としています。

—患者満足度向上のためにどのようなことを実践していますか？—

円山：まず『医療従事者は患者さんのために在る』という基本姿勢をしっかりと確認してもらいます。

そして患者さんの満足度向上のために、スタッフには生生会の理念を共有し、理解した上で行動に移してもらうように求めています。

それは、人格を尊重し思いやりをもって接すること、思いやりがあるだけではなく信頼されるに足るプロとしての知識・技術習得を継続して行うこと、そして地域社会に貢献することです。これらを正しく認識してもらい、共感し合い、スタッフが同じベクトルで患者さんに向き合うことで、日々最善を尽くす努力を確認しています。

また、スタッフには一人ひとりの患者さんから笑顔を1日1回は引き出せるように行動してもらうよう伝えていきます。さらに、笑顔で挨拶をすることを徹底したり、患者さんには「〇〇さん」ときちんと名前でお呼びするなど実践しています。

せいせいかい 医療法人社団生生会の理念

- 仁愛** 病める人に思いやりの心を持ち、その人格を尊重する
- 信頼** 信頼されるに足る知識と技術を持つよう努力する
- 貢献** 医療・保健・福祉を通じて、地域社会に貢献する

—院内整備面やスタッフ教育面で特に重視していることを教えてください。—

円山：院内整備の為に、当グループでは、グループ運営委員会というものがあります。整備に必要な7つの領域について其々委員会を設置しており、全員が必ずいずれかの委員会に所属して、本業務と併行し活動を行っています。委員会は、生涯学習、安全・衛生、感染、褥瘡、NST（栄養サポートチーム）など現場で、直接活かすことのできる内容であり、より質の高い医療・介護を提供できるよう研鑽を積む場としています。また、インシデントやアクシデントをいち早く察知し共有し即改善を実施するために、役職階層・連絡系統を明確にし、迅速で正確な情報共有により、改善活動ができるようにしています。

教育について、外部企業（製薬会社・オムツ販売会社など）を招聘しての内部研修や、県内外の外部研修への参加を実践しています。また、スタッフが研修等で得た知識をグループ内の他のスタッフに周知してもらう内部講習や、院内勉強会をひと月に数回程度行うなど、知識・技術の習得と実践力養成に力を入れています。

職種間の関係性については、患者さんを中心として、医師・看護師・管理栄養士・ケアマネージャーなど多職種のスタッフが、できる限り多角的に連携・協力するチーム医療介護システムとなっています。

そして、委員会運営や積極的な活動を通して、本来あるべき体制の強化を目指しています。

また、地域貢献活動の一環として、スタッフによる講演や毎月病院周辺のごみ掃除なども実施しています。

グループ全体としては、各スタッフには年度の目標設定をしてもらいます。また、インシデント・アクシデントや苦情、そしてアンケートに基づく改善点の確認と対策立案などを行い、年度初めの事業計画を立てます。そして、それらの進捗状況や経営実績について4半期毎に確認し合う管理職会議を行っています。

院内整備に関する今後の課題としては、情報共有の体制構築があげられます。グループ全体で約180名の多職種のスタッフが様々な施設に所属しているため、迅速な情報の共有を行えるよう更なるシステム強化を図っています。

また、スタッフで困ったことがあった場合の相談対応体制や人事制度の構築なども今後の課題です。

【編集後記】

在宅医療の重要性と強化策、急性期病床を退院後の患者さんの受け皿となる病院の重要性と病院別機能分化、地域医療全体の中での役割分担と連携等が医療政策上の今後のポイントとなりそうです。

創業当初より在宅医療へ注力し、また他院との棲み分けを明確にしている当グループの戦略は、地域からの要請が高いことはもちろん、医療政策上求められている方向に大変合致する必要性の非常に高いポジションにあると感じます。

（聞き手：アイエム医業経営コンサルティングチーム 笠田圭介）

—地域医療の問題点や貴院の目指す今後の方向性を教えてください。—

円山：まず社会保障分野における全般的な話として、社会保障費増加に伴い特に医療費削減を謳う昨今の医療制度下では、例えば早期退院を迫られて行き場所を失う患者さんが増えてきています。更に、少子高齢化や核家族化に伴い、在宅に戻っても老老介護・認知介護や、介護する家族の負担増による家庭内人間関係崩壊というような深刻な問題が発生する危険もあります。このような制度上のはざまに落ち込む人が発生しないように、医療機関と行政などが今後よりいっそう連携を密にしていく必要があります。また、実際に困っている方々を早期発見する為に、民生委員の方々や地域の各種相談窓口・ケアマネージャーなどとの情報共有や連携が益々重要になるものと考えます。また疾病については、認知症・うつ・心不全等の患者さんが今後益々増加するでしょう。癌の緩和ケアへの対応なども求められるため、各施設の特色や専門性を活かして、各々の役割をより明確にしたうえで連携を強化することが必要です。

一方、少子化や人口減少の観点から考えると、医療業界のマンパワー不足の問題に繋がります。医師は勿論、看護師やヘルパー等も不足している状況にある中で、今後もこの地域の方々に安定して医療や介護を提供できる体制を構築する必要があります。そのため、提供側である現職のスタッフや将来の担い手が幸せに安定して暮らせる生活を保障できる給与体系が求められます。“まず社会保障費削減ありき”などは論外です。

現行の医療制度上では、一般病院であることで経営面には大きな負担が付きまといまいます。しかし、当グループは、今後も3本柱の理念を軸に、患者さんにとって何が最善かを考え、行動していきます。

『医療従事者は患者さんのために在る』ということや、患者さん及びそのご家族など、地域の方々のQOLを高め、健康寿命を延ばすために最善の努力を続けるという大命題を芯に置き、日々患者さんと向き合って取り組んでいきたいと考えています。



【平成24年度税制改正のポイント】

去る12月10日に、平成24年度税制改正大綱が閣議決定されました。今回の税制改正から医療法人経営に与える影響について、検討してみたいと思います。

※今後、国会での審議を経て可決され、法律として施行されるまでは正式決定ではないことを予めご了承ください。

①改正点

<給与所得控除額の頭打ち>

平成25年度からの給与所得控除額に上限が設けられました。給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円が上限額となります。



※給与所得控除とは？

所得税の計算においては、給与所得は以下のように計算されます。

$$\text{給与所得} = \text{給与収入} - \text{給与所得控除}$$

給与所得控除とは、給与を得るために必要な経費を概算で計算し収入から控除されるものです。

つまり、この給与所得控除額が小さくなることで、先生方の役員報酬に対する給与所得が大きくなり、所得税が増える可能性があります。

【今後の対応】

すでに医療法人化をされている医療機関については、来期の役員報酬の改定の際にこの改正を念頭において先生方の役員報酬を決定する必要があります。また医療法人化を検討されている医療機関においてはこの改正を十分念頭に置いた役員報酬シュミレーションが必要となります。

ご自身の税金にどのように影響がでるのかを、身近な税理士等と相談し一度ご試算されてはいかがでしょうか。

②次年の検討事項

<事業税における非課税措置、軽減税率>

現在、事業税の計算において、社会保険診療に係る所得は医療法人・個人を問わず非課税となっています。また、課税の対象となる社会保険診療以外の所得に対して、医療法人は一般の事業会社と比べて軽減された税率が適用されています。

この点については、「税負担の公平を図る観点や、地域医療を確保するために必要な具体的な措置等についてのこれまでの議論を踏まえつつ、平成25年度税制改正において検討することとします。」との記述があり、現状のまま次回に持ち越しとなりました。

税務・会計



税理士法人 ノチデ会計
代表税理士 後出博敏

会社紹介

昭和51年創業。スタッフ(28名)の中に、税理士・医療経営コンサルタント・中小企業診断士・社会保険労務士・行政書士・FP・事業再生士などを有する総合事務所。顧問先の多数を占める医療分野には特に力を注いでおり、「経営のトータルアドバイザー」として税務会計のみならず医療経営に関する情報提供・改善提案などを行っている。また、(一人医師)医療法人化・特定医療法人及び基金拋出型医療法人等への形態変更などの持分なし医療法人化、「医療経営塾」等の各種セミナー開催、病医院の診療圏調査・患者分布調査なども実施している。

URL http://nochide_kaikei.tcnf.com

病医院の管理会計(8)

8 原価の改善

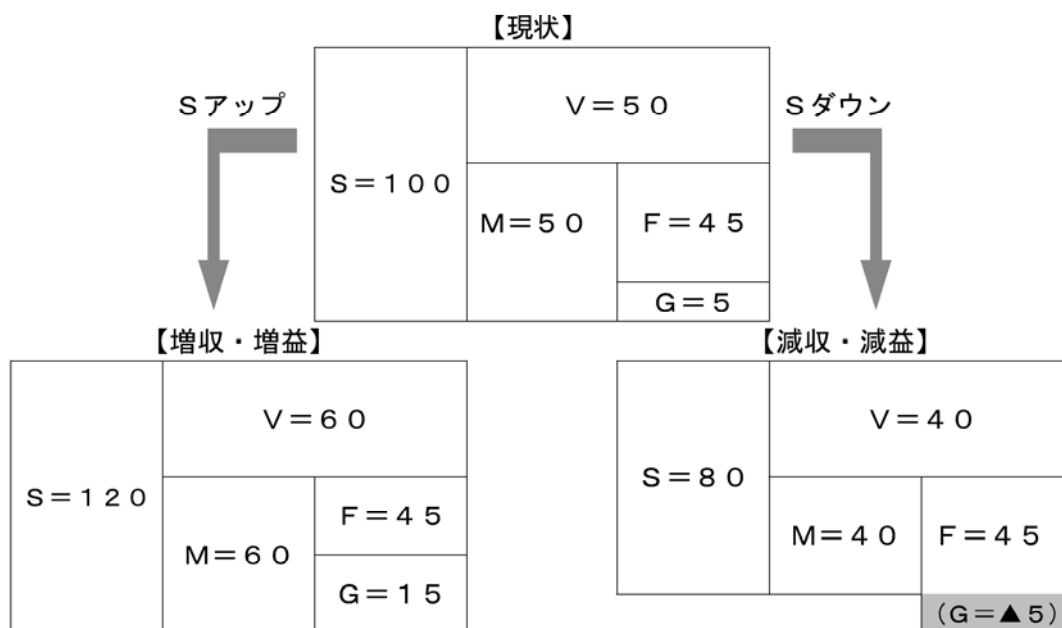
前回の直接原価計算の考え方により、利益目標を管理すること（原価の維持・削減等の原価管理を適切に行い、その改善努力を継続実行していくこと）が「原価の改善」であり、その実行プロセスを「原価プロセス」といいます。原価と利益と売上高の関係(図表①)は以下のとおりです。

図表①：原価と利益と売上高の関係

原価と	①原価(C) = 変動費(V) + 固定費(F)
利益と	②利益(G) = 売上高(S) - 原価(C)
売上高	③限界利益(M) = 売上高(S) - 変動費(V)

直接原価計算による原価管理を行うことで、図表②のように、仮に現状から増収・増益を図ることを企図することが可能な収益環境(S = 売上アップ)であれば、売上増にともない変動費(V)は売上増加に比例して増加するものの、固定費(F)の削減努力により付加価値(M)が増加するとともに、その増加分が利益(G)の増加に結実することになります。減収・減益が見込まれる収益環境(S = 売上ダウン)の場合は、売上減少にともない変動費(V)は売上減少に比例して減少するものの、原価(固定費=F)削減努力を怠ると利益(G)減となり、赤字計上を余儀なくされることとなります。

図表②：原価改善による収益計上の概念図



税務・会計



会社紹介

昭和57年創業。相続税・事業承継対策、医療・社会福祉法人の会計指導・税務指導、経営計画の策定指導、経営審査等各種届出（行政書士業務）を主な業務内容とし、特に相続税・事業承継対策を中心に幅広い活動を行っている。

今村会計事務所
 所長・税理士 今村 修

URL <http://imamura.ne.jp/>

1. 介護保険法改正と新設介護サービス

団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えて厚労省は地域で高齢者の生活を支えるシステム「地域包括ケアシステム」の基盤整備を進めています。

平成24年4月の介護保険法改正では「24時間定期巡回・随時対応サービス」が新設され、先に創設された「サービス付き高齢者向け住宅」と共にこのシステム構築の中心的役割を担うと期待されています。

2. 「24時間定期巡回・随時対応サービス」

このサービスは、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定められたエリア内で「1日複数回・短時間の定期巡回型訪問」と利用者からのコールを受けて行う「随時対応型サービス」が組み合わさったものです。

このサービスの大きなポイントは2点あります。

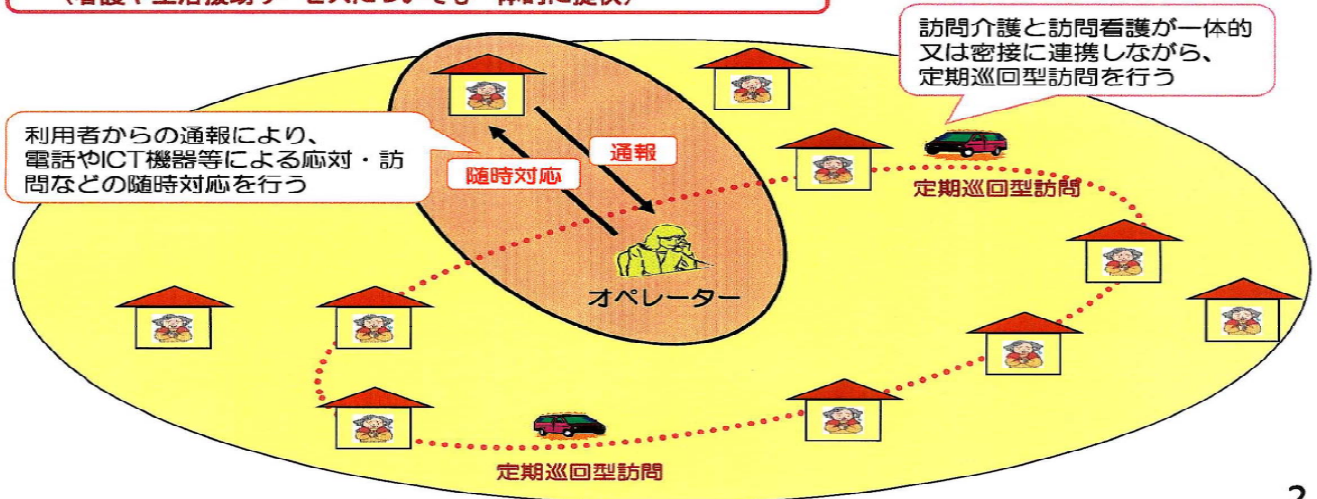
①市町村による選考によってサービス事業者が決定する公募制

市町村によって予め決められたエリア（概ね30分以内に駆け付けられるエリア）内で1事業者のみが独占的にこのサービスの提供を行う事になり、事業者は公募を通じた選考によって決定されます。

②包括報酬制度

包括報酬制度が採用され、利用者は利用頻度に関わらず負担額が一定となり、利用者にとって安心感の高い報酬体系となり、サービス提供事業者は他の訪問介護・看護事業者に対し、競争優位性を確保できるというメリットがあると共に利用回数に制限が無いため、利用頻度が高い利用者がある場合、職員の負担増加に繋がるというデメリットがあります。

- 地域密着型サービスの一類型として創設
- 対象者は要介護者のみ(介護予防サービスは規定していない)
- 身体介護サービスを中心とした一日複数回サービス
(看護や生活援助サービスについても一体的に提供)



厚生労働省HPより抜粋 **2**

弊社でも「サービス付き高齢者向け住宅」が創設された10月以降クライアント様から高齢者向け住宅事業介護事業への新規事業参入も含めた、中長期的な事業展開・経営計画についてのご相談が増加してきております。

今回の介護保険法改正は、団塊の世代の高齢化が一気に進む今後10年に向けて厚労省が描く方向性が反映されており、介護事業経営者にとっては今後の介護事業運営の方向性を十分検討しなければならない大きな分岐点と言えます。

経営改善・
経営相談



株式会社メディカコンサルティング
代表取締役 松浦 実利

会社紹介

平成19年6月、税理士法人 畠税理士事務所（現 畠&スターシップ税理士法人）医業コンサルティング部を法人化。

立地探しから行う開業支援や、法人設立支援、病医院のための友好的M&A、ISO審査など、畠経営グループの組織力を活かしたコンサルティングを展開。

URL <http://www.mediciconsulting.co.jp/>

知らないや
トラブル！

労働基準関係法の要点！

～トラブル防止のために～

労働時間や休日などは、重要な労働条件の一つです。労働基準法で定める労働時間等に関する規制は、最低限守らなければならない労働条件ですから、それらに適合するように就業規則などで労働時間等を定め、運用しなければなりません。また、使用者が、労働者ごとに残業時間・休日出勤などの状況を把握することが大切です。最近とくに問題視されている賃金不払残業（サービス残業）や過労死を防止するうえでも、労働時間等の規制の遵守と適切な管理が重要なカギになっています。

1. 労働時間と法定労働時間の原則

労働時間とは、労働者が使用者の指揮監督のもとにある時間をいいます。

労働時間となる		労働時間とならない
いない ←	作業の準備・後始末 指揮命令で行われて	→ いない
いる ←	着替え 作業服等の着用義務づけられて	→ いない
いる ←	教育・研修 参加が強制されて	→ いない
特殊健康診断 (有害危険業務) ←	健康診断	→ 一般健康診断

労働時間は、原則として、**1週40時間**、**1日8時間**までとなっています。ただし、常時9人以下の労働者を使用する事業場（特例措置事業場）については、**1週44時間**、**1日8時間**となっています。

2. 休憩時間の原則

休憩時間は、1日の労働時間の途中に与えなければならない、業務から離れることが保障された時間です。一部の業種を除き、原則として、すべての労働者に、①**一斉**に与え、②**自由**に利用できるようにしなければなりません。

休憩時間の長さについては、労働基準法では、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、労働時間の途中に与えなければならないとされています。

3. 休日の原則

休日とは、労働義務がない日のことで、原則として、**暦日（午前0時から午後12時までの24時間）**で与えます。

週休制については、原則として、**1週間に1日**の休日（法定休日）を与えることが義務づけられています。

★次回は実態に合った労働時間制度の選択と注意点について、説明いたします。

労働契約や就業規則の内容に不備や矛盾があると紛争の火種となります。未払い残業や労働条件の変更など、不安な点がありましたら、お気軽にお尋ねください。

労務管理



皇総合マネジメントオフィス
社会保険労務士法人ツインズ
野々市事務所代表社員・
特定社会保険労務士

皇 康 祐

会社紹介

当オフィスは30年の伝統と歴史、信用を誇り、法令に基づいた人事労務管理のエキスパートとして、企業の健全な発展と明るい職場作りに努め、クライアントの皆様と共存共栄を図っていきます。

URL <http://www.hatake.biz>

生命保険による相続財産“評価減”対策 ～その①～

■金融資産の相続財産“評価減”対策

将来相続を予定している財産は、相続税評価額に置きなおした価額に対し相続税が課税されます。

不動産や多くの動産の相続税評価額は、ほとんどの場合、時価よりも低い価額になりますが、金融資産の場合は時価がそのまま相続税評価額となります。従って、相続を予定している財産の中に金融資産が多く含まれる場合は、不動産や他の動産に比べその分相続税額が多くなることにもなります。

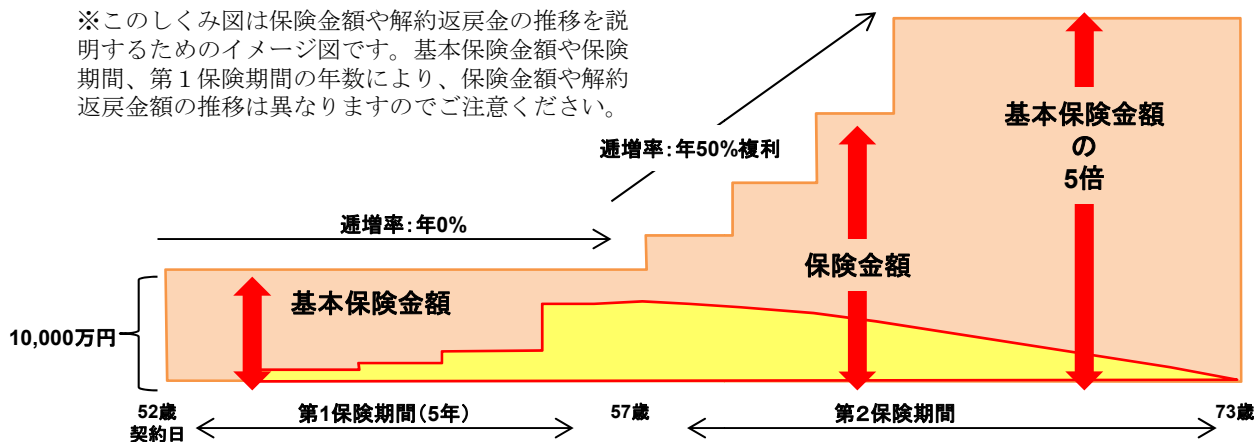
金融資産の評価対策として、かつては「生命保険の権利評価」や「年金受給権評価」を利用したものがいましたが、税制改正により評価方法が見直しされたため、現在は以前のような効果を得られなくなりました。

しかし、近年法人向けに開発された「**低解約返戻金型増定期保険**」について、個人契約で利用した場合、一定のケースにおいて金融資産の評価減として大きな効果があることがわかり、相続財産“評価減”対策として注目されています。

■「低解約返戻金型増定期保険」とは

【A社の例】

※このしくみ図は保険金額や解約返戻金の推移を説明するためのイメージ図です。基本保険金額や保険期間、第1保険期間の年数により、保険金額や解約返戻金額の推移は異なりますのでご注意ください。



「低解約返戻金型増定期保険」は、上図のような仕組みになっており、次のような特徴があります。

- ①第1保険期間を経過すると死亡保障額が通増する。(契約時の5倍まで通増する)
- ②契約日から3～4年間(低解約返戻期間)は解約返戻率が低く(0～18%)抑制されている。
- ③低解約返戻期間を経過すると返戻率が97～99%と大きく回復する。

増定期保険は、もともとは法人向けに開発された商品で、企業が経済活動を通して業績を拡大していくことが予想される場合に、企業経営者の経済的責任の増大に伴うリスクを回避する目的で利用されています。

また、低解約返戻期間を設定することにより、第1保険期間経過後の保障額の通増率のバリエーションを増やし、多様な企業ニーズに応えられるようになっています。

■個人で「低解約返戻金型増定期保険」を契約すると、金融資産の“評価減”対策になる！

この「低解約返戻金型増定期保険」の低解約返戻期間に着目し、個人で契約した場合、金融資産の“評価減”効果が得られます。仮に、次のような契約を仮定してみます。(上図の例)

●契約者：親 ●被保険者：子(52歳、男性) ●受取人：親

親が保険契約者、子が被保険者となる「低解約返戻金型増定期保険」契約に加入します。

保険料を支払うのは契約者である親です。親が保有する金融資産の中から、保険会社に保険料を支払います。

低解約返戻期間中は支払った保険料の0～18%程度の返戻率となりますので、この保険契約の評価額は払いこんだ保険料の0～18%に抑えられます。

従って、この期間中にもし親から子に相続が発生した場合は、払いこんだ保険料相当額については、もともと保有していた金融資産の0～18%の評価額でこの保険契約を相続することができます。

低解約返戻期間を経過すると、返戻率が97～99%に回復するため、低解約返戻期間中については単年度当たり1%以下のコストで相続対策が実施できるということになります。(次回以降、もう少し具体的に解説いたします)

保険・
資産運用



株式会社リクママネジメント
ラボラトリー
金沢支店長 原 勝志

会社紹介

平成12年5月設立、本支店11拠点。全国21都道府県(北陸3県含む)の医師会・医師協同組合と連携し、医療機関経営という観点から、セミナー活動、情報提供、個別相談などを行っている。主な業務は、生命保険・損害保険の募集に関する業務、ファイナンシャルプランニング業務、資産計画の企画立案に関する業務、経営に関する講習会の開催に関する業務、企業の販売活動に関する人材育成のための教育及び育成業務など。

URL <http://www.rml.co.jp>

接遇トレーニングセミナー

「接遇」をするしないや、レベルには、年齢・経験・立場は関係ありません。

自院の全員が心を一つに接遇を行うことにより、患者様に安心感を持っていただき、そのことが信頼につながるのです。

今回のセミナーは、接遇の基本の心と形、テクニックを盛り込んだトレーニング型のセミナーです。

内容

1. マネジメントサイクルと接遇の位置づけ
2. 接遇の基本→心と形の4つのポイント
3. チーム間の接遇のポイント
4. スマイルトレーニング
5. 医療人としての身だしなみチェック
6. 相手の要望に応える第一歩とステップ
7. 感じの良い、ご案内と受付・会計の実践
8. 感じの良い電話対応の実践
9. やる気を出すためのストロークの理論

セミナー受講者の気づき

笑顔の気をつけて接しているつもりでしたが、鏡をみてトレーニングしてみると、普段は固い表情に見えていたのではと気づきました。

私は今まで、接遇をしていた“つもり”だったんだと気づきました。

電話に向かって微笑んでから出ると、明るく優しい声が出るのがわかった。

いつも「～してください」と言っていた言葉が指示形になっていたことに気がつきました。

患者さんが受付に入る前からわかっていて、用意することを優先していたけれど、アイコンタクトをとることが大切だとわかりました。

今まで質問攻めにしていたことに気づいた。結果的に詰問になり患者さんは心を閉ざしてしまっていたかも。

受付で。座ったまま患者さんと対応していたが、目の高さを合わせることも接遇だとわかりました。今後は立って対応します。

親しみ≠馴れ馴れしい
心に留めなくてはならないと強く感じました。

パソコンに向かっていても微笑を忘れず、まわりにプラスストロークを発し続けて行きたいです。

接遇の相手は患者さんだけではないことがわかった。

日時：平成24年3月20日（火・祝日）
 時間：午前10時～午後5時（受付 9時30分より）
 場所：石川県地場産業振興センター 本館2階第2会議室（金沢市鞍月2丁目1番地）
 参加対象：医療・介護従事者（全職種対象です）
 参加費：8,000円（テキスト代込み・昼食付）定員：30名

お会いできることを楽しみにしております

接 遇



株式会社ハートデザイン
 代表・接遇トレーナー 中村 清美

会社紹介

医療機関、歯科医院、社会福祉法人、介護保険施設、調剤薬局などのホスピタリティ産業を中心に、年間200回以上の接遇トレーニングを行っている。院内視察による現状把握と研修会を繰り返し継続的に行う事により、職員の方々は成功体験を積みながら自院の理念に向かって、確実にレベルアップする結果を得ている。

URL <http://www.heart-d.com/>

安心して医療に取り組んでいただくために

(有)アイエムでは、万一の場合に備え、ご希望に応じてご利用できる制度をご案内しています。下図をご参考に、現在の加入状況についてご確認ください。

=医師会会員向け損害保険メニューのご案内=

区分	想定される主な損害やニーズ	対応するサービス	備考	加入状況 チェック
経営者リスク	病気やケガによる診療所休業に伴う収入逸失	所得補償保険	団体 (30%割引)	<input type="checkbox"/>
	経営者の死亡による借入金返済、事業継続のための資金逸失	生命保険	団体定期	<input type="checkbox"/>
	役員の退職に伴う、慰労金の支払いが発生			<input type="checkbox"/>
医療業務リスク	医療行為に基づく賠償責任	医師賠償責任保険	団体 (20%割引)	<input type="checkbox"/>
	医療施設(建物・設備)や給食に基づく賠償責任			<input type="checkbox"/>
	医師賠償責任保険に追加できるその他の賠償責任	医療機関に関する各種保険		<input type="checkbox"/>
	第三者への損害賠償に関する補償 ブランド価値のき損を防止・縮減するための補償	個人情報漏えい保険		<input type="checkbox"/>
	針刺し事故等の従業員の労働災害	医療保険		<input type="checkbox"/>
外的リスク	診療所における火災・風災・雪災等(建物、什器・備品)	火災保険 (ビジネスオーナーズ)	主契約 + 休業損害 食中毒・感染症 担保追加条項 業務用通貨 特約	<input type="checkbox"/>
	火災等による建物損壊、または感染症による休業に伴う収入逸失			<input type="checkbox"/>
	盗難による売上金等の逸失			<input type="checkbox"/>
	自動車事故による車両の破損、搭乗者の傷害および第三者に対する賠償責任	自動車保険	集団扱 (5%割引)	<input type="checkbox"/>

※団体、集団扱の保険については、個人で加入されるより有利な制度となっています。

業務運営



有限会社アイエム
チーム責任者 山下 勝 広

会社紹介

当社は石川県医師会の関連団体として、数多くの会員の先生方に加入いただいています団体契約(医師賠償責任保険・所得補償保険など)、その他損保・生保の取扱代理店として、保険の販売を行っています。

また平成15年10月に当社全従業員の同意のもと、医療経営コンサルティング業務を導入しコンサルティングチームを結成して、セミナーの開催・個別相談・ニュースの提供を通じて、医療経営の諸問題に対するアドバイスや役立つ情報の提供を行っています。 URL <http://www.im-med.co.jp/>

払いすぎていませんか？

『**保険管理表**』作成サービスのご案内

医業経営コンサルタントが中立的な立場でお教えいたします！！

● 「ご自分の生命保険」について、ご存知ですか？

たとえば、生命保険の場合、入院されたり万が一の時には、自ら請求しない限り保険金は支払われません。ところが、多くの先生方が何種類も保険に加入されていますので、“いざ”というときにご家族の方は、どこでどのような保険に入っているのかわからず、ご苦労されることも…

● 生命保険の「点検時期」について考えたことはありますか？

生命保険は加入することが目的ではなく、あくまで「問題解決の手段」です。ですから、解決すべき問題に変化が生じたとき（守るべきものが変化するとき）が、「点検時期」といえます。

● ご加入の生命保険を一覧表にすることで…

- ・ 被保険者別、証券別にすべての項目が整理できます
- ・ 保険の有効期間、支払期間が一目瞭然となります
- ・ 保障額の合計、支払額の合計が明確になります
- ・ 損金処理額、貯蓄額も明確になります
- ・ 入院保険がどこに、いくら付加されているのかわかります

● 専門知識をもったコンサルタントがお手伝いします！

生命保険は「生活習慣病」にもたとえられますが、取り返しのつかない症状になる前に、一覧表を作成することで保険の健康診断になります。また、保険の一覧表作成には専門的な知識が必要です。石川県医師会関連団体の医業経営コンサルタントが中立的な立場でお手伝いさせていただきます。

これまでに、多くの先生方の一覧表を作成してきましたが、保険の全体像を俯瞰することができ、最適な保険額を設定し保険料の無駄を改善したり、間違った経営処理を修正することができたりと、たいへん喜んでいただいているサービスです！！



別紙の「生命保険一覧表作成サービス申込書」に必要事項をご記入の上、お電話またはFAXにてお申込みください。

TEL : (076) 239 - 3820

FAX : (076) 239 - 3821

「よろず相談窓口」

担当: 山下、宮下



「よろず相談窓口」 ご案内

(有) アイエムが認定した税理士、社会保険労務士、プランナー等の専門家が業務を提供しております。医業経営でお悩みの場合は、お気軽にご相談ください。相談につきましては無料で行っております。

(有) アイエム 「よろず相談窓口」

担当：山下、宮下

TEL：076-239-3820 FAX：076-239-3821

税務・会計業務

医療機関を多数顧問している公認会計士、税理士が会計帳簿の作成、確定申告、節税対策などを始めとして、医業経営をサポートいたします。

医療法人申請業務

医療法人の設立は一般法人と異なり専門性が求められています。平成19年4月には医療法が改正され設立可否の判断基準にも難しさが増してきます。このような環境下、医療分野の実務経験の豊富な公認会計士・税理士が医療法人設立をサポートいたします。

職員研修業務

接遇研修で医療機関の雰囲気が大きく変わった事例が多数あります。専門家による的確な職員指導で接遇向上をサポートいたします。

開業支援業務

開業に伴う事業計画策定・資金計画策定と金融機関との交渉の支援等を医療機関に特化している専門家が支援いたします。

診療報酬請求漏れ対策

2年に一度の診療報酬改定に対して、医事の現場対応が後手に回っていませんか。レセプトの見直しを通じて同じ診療、同じ患者数でも診療収入増額を図ることが可能となります。実務経験豊かなコンサルタントが皆様の経営をサポートいたします。

人事・労務業務

職員の採用、就業規則・退職金規定の見直し、労使間トラブル対策、トラブル未然防止対策、助成金申請など働きがいのある職場づくりのために経営者の立場になって支援いたします。

リスクコンサルタント業務

生命保険・損害保険は、環境の変化(医業収益の変化、ライフスタイルの変化)に対応できるように定期的にチェックする必要があります。医療法人として保険の機能を最大限に活用するために、また、個人で効率的に保険の加入をするために、保険・税務の知識が高く、実績・実務経験が豊富なプランナーが皆様を支援いたします。

ISO9001取得支援業務

医療機関の業務品質の統一を図るとともに、医療機関の現場で活用できるシステムを作らない限り、生きたシステムとして定着しません。また、目標時期を定めた改善を日々の業務の中で実践できるシステムを実績豊富なコンサルタントが構築支援いたします。

介護事業開設・運営支援

医療機関における介護事業への参入の関心が高まる一方、経営の採算性は最重要の事前検討課題です。事業計画・資金計画の策定や金融機関・建築関係業者との交渉、既存介護事業者との連携など、介護分野への参入に関するご相談を専門家がサポートいたします。

(有)アイエム 経営理念

地域社会への貢献	医業経営に関する良質で精度の高い情報とサービスを提供し、病医院の健全経営をサポートすることにより、地域の住民にとっても安心できる安定した医療サービスの充実に貢献します。
顧客満足の創造	医業経営に関するコンサルティング業務・サービス業務を通して、お客様の満足を徹底的に追及することで、お客様から信頼される会社を目指します。
不断の自己革新	激変する経営環境の中で、お客様に対し常に的確な情報・サービスが提供できる存在であるため、コンサルティング業務に携わるメンバー全員が不断の自己革新に取り組みます。

ドクターのための「無料個別相談会」のご案内

～経営・税務・人事・労務・保険・資産運用の無料個別相談サービス～

診療所・病院を運営されていく上で、経営・税務・人事・労務・保険等に関して「本音で聞いてみたいことがあるんだけど・・・」と思われている先生、配偶者の方も多いのではないのでしょうか。

そこで経験豊富な当グループメンバーの専門家から「セカンドオピニオン」としてのアドバイスをいただくべく、「個別相談会（無料）」を毎月1回、開催することにいたしました。

「赤字ではないのに、どうしてお金のことで悩まされるの？」

「医療法人化のメリットって本当に活かせてるの？」

「ダラダラと指示もしていないのに残業している、残業代は払うべきなの？」

「投資信託や年金、銀行・証券・保険会社から勧められるままでいいの？」

など、日頃の疑問を解決してください。

あくまでもセカンドオピニオンですので、先生方の顧問税理士には聞きにくいことや第三者の専門家に確認したいことなどをお持ちの方は、お気軽にご利用ください。

※ご相談いただきました内容等につきましては、守秘義務を厳守いたします。

相談日時	平成24年	2月21日(火) 10時～12時	3月21日(水) 10時～12時
	4月17日(火) 10時～12時	5月15日(火) 10時～12時	6月19日(火) 10時～12時
	7月17日(火) 10時～12時	8月21日(火) 10時～12時	9月18日(火) 10時～12時
	10月16日(火) 10時～12時	11月20日(火) 10時～12時	12月18日(火) 10時～12時
相談会場	場所:石川県医師会・日赤共同ビル2階 石川県医師協同組合(有)アイエム 会議室 住所:金沢市鞍月東2丁目48番地 TEL:076-239-3820 FAX:076-239-3821		
税理士	税理士 後出 博敏 税理士法人ノチデ会計	税理士 今村 修 今村会計事務所	税理士 畠 善昭 畠&スターシップ税理士法人 松浦 実利 (株)メディカ・コンサルティング
社労士/FP	社労士 畠 健祐、畠 康祐 社会保険労務士法人ツインズ	FP 原 勝志 (株)リスクマネジメント・ラボラトリー	

ご相談を希望の方は、よろず相談窓口へお申込みください。

※予約制となりますので、相談日の1週間前までにお申し込みをお願いいたします。



お問合せ先:「よろず相談窓口」

担当:山下、宮下

〒920-8201 石川県金沢市鞍月東2丁目48番地

TEL:076-239-3820 FAX:076-239-3821

◆◆ 医業経営強化策 概略 ◆◆

□生命保険管理表・皆様、生命保険に加入されていますが、殆どの先生方に共通するのが、複数の保険に加入していること、整理できていないこと。中にはよく理解せず加入していることも、そんなときこの生命保険管理表が役立ちます。全体を俯瞰しながら重複を防ぎ、必要な保障がわかる。またどこに連絡すればいいかもひと目でわかる。毎年、かなりの掛金を掛けている先生方、保険は交際費ではありません。今一度この管理表を上手に利用して、人間ドックならぬ保険ドックを活用してください。

□出資金評価の算出とその対策・経過措置型医療法人(第5次医療法改正以前の一人医師医療法人(社団))では、医療のために長年、寝食を忘れて努力した結果、出資金額の評価額が数10倍~20倍になっているということも何ら不思議なことではありません。その結果八王子事件のように取り返しの付かない事態になりかねません。毎年税理士より評価額の推移は確認されているかと思いますが、もし確認していないようでしたらその試算を請け負います。またその解決方法をアドバイスいたします。

□どこまでカバーすべきか・日本医師会医師賠償保険の適用範囲に入らない部分に備える保険があります。そしてその部分の支払いが一番多いのです。もし加入されていないようでしたら、加入されることをお勧めします。またアドバイスをいたします。

□医療法人の節税対策・医療法人化は、地域の医療を末長く実施していくために法人成りいたしますが、法人化したあとのメリットとして税率が上げられます。また法人化以降、さまざまな節税方法がありますが、これも長期的に安定した医業経営のために必要な手段です。その手段として、将来にわたり価値ある節税方法をアドバイスいたします。

□所得税の節税方法(個人経営)・個人経営の場合、所得税の軽減策として、必要経費以外にメリットがあるものとして、小規模企業共済があります。全額所得控除且つ積立ができるわけですから使わない手はありません。しかしそれ以外にも同様の方法があります。

□所得税の節税方法(法人経営)・法人化以降、法人ではさまざまな節税方法がありますが、個人所得に至っては、小規模企業共済も解約し、残っているものはあまり無いように見えます。ところが実はあります。それもかなり大きな所得税の節税が可能です。

□贈与対策・将来の相続で悩むのは誰もが避けたいものです。しかし元気であるうちに贈与したいと思ってもせいぜい毎年110万円の贈与を繰り返していくことのみで、なかなか有効な対策を打てないのが現状です。ところが、生命保険や年金保険をうまく使うことにより、効果的な対策を打つことが可能になります。

□医療法人の決算対策・決算対策=節税ではありません。財務体質を強固にし将来資金のことで悩まず医療に専念するためです。この考え方で決算対策を行わない限り、単なる節税に終始します。将来を見据えた決算対策を考える必要があります。

□遡増定期保険対策・加入している保険で節税、決算対策で加入した遡増定期保険はありませんか？すでに加入5年前後経過しているものは、今後何か対策を取らないと単なる掛け捨ての“損金”となりかねません。解約返戻金のピークの年度が過ぎると、以降の年は掛金以上に解約返戻金が減っていく商品です。ピークが来る前に対策を取る必要があります。

□適正退職金額の算出・個人の所得として最大の税制メリットを享受できる退職金。退職金支払時、医療法人で課税を受けずに個人の老後の資金として幾らが適正なのか時系列のグラフでわかります。また死亡退職金はご家族の生活に直結します。この場合もグラフで金額を確認し個人で加入している生命保険とのバランスを確認できます。

□退職金積立の方法・各種積立方法を解説し、その中で一番メリットのある方法は何かわかります。

□退職金額の充足度・適正額に対し、積立額の充足度をチェックできます。過不足がわかりますので、現在積立の過不足がひと目でわかります。

□退職金のメリットとは？・所得は、給与所得、不動産所得など数種類に分かれますが、その中で退職所得とは？そのメリットとは？なぜ多くの先生がそのために積立するのかをアドバイスいたします。

□適正な掛け方とは？・医療法人の多くの方が、所得額を基準に係数を掛けて加入しています。もちろん掛け方としてこれが一般的です。しかし少し見方を変えますと、まったくそれでは意味がないことがわかります。果たしてその見方とは？

□所得補償保険の意外な事実・所得補償保険は、意外と支払いが多い保険です。ということはその保険金は医業経営や家族の生活費に充てられているわけです(実際には3ヶ月目からが本当に必要)。ところがある部分について、取り返しの付かないことになる可能性があります。確認のためにも知っておく必要があります。

□医療法人の所得補償保険のかけ方・医療法人と個人は財布が別々です。しかし、医療法人の収入から所得の支払いがあるわけですから、元はひとつ。その視点から眺めると多くの医療法人で掛け方の決定的な間違いが見えてきます。

□リース対策・5年目になると殆どのケースで再リースとなります。この時に医業経営の視点で観察すると必ずやっつけて置くべきことがあります。そのアドバイスをいたします。

すぐに役立つ“医業経営強化”のご案内



～ご興味がある項目に**チェック**を入れて下記までFAXをください。～

概略は裏面にございます！

<合法的な節税対策>

- 所得税の節税対策(個人経営)
- 所得税の節税対策(法人経営)
- 法人の節税対策

<決算対策>

- 医療法人の決算対策
- 遡増定期保険対策

<生命保険対策>

- 生命保険対策…管理表作成

<開業5年目対策>

- リース対策

<事業承継・相続・贈与対策>

- 贈与対策
- 相続対策

<退職金対策>

- 適正退職金額の算出
- 最適な退職金積立の方法
- 退職金額の充足度
- 退職金のメリットとは？

<所得補償保険対策>

- 適正な掛け方とは？
- 所得補償保険の意外な事実
- 医療法人の所得補償のかけ方

<出資金評価額対策>

- 出資金評価の算出と対策
- 出資金の危険性

<医師賠償責任保険対策>

- どこまでカバーすべきか？



近日中にご連絡の上、**良くなる資料**をお届けいたします。
またご希望により個別相談も
お受けいたします。

【資料請求・個別相談申込書】 FAX:076-239-3821

貴院名		
ご連絡先	TEL	FAX
お申込者名	(役職等:)	

担当:山下、宮下

(お問合せ先)



有限会社 **アイエム** (石川県医師会関連団体)

TEL:076-239-3820 FAX:076-239-3821

〒920-8201 金沢市鞍月東2丁目48番地 石川県医師会・日赤共同ビル2階

詳しくは(有)アイエムのホームページをご覧ください。<http://www.im-med.co.jp/>